

# ジョン・ロック 經濟論の研究

濱 林 正 夫

## 一 序 論

### 二 經濟論の分析

イ 利子論

ロ 價格論

ハ 貨幣論

ニ 貨幣量と貿易差額

### 三 經濟論の社會史的背景

## 一 序 論

重商主義をあつかつてゐる經濟學說史の書物でロックの經濟論にふれないものはないといつてよいであらう。しかし古典派經濟學、とくにスミス、への理論的な貢獻を主な問題とする限り、それらがとりあげてゐるのはいすれもロック理論の「新しさ」のみであつて、その「古さ」は完全に無視されるか、またはネガティブにのみとりあげられるに

すぎない。そうしてこの視点からみればロック理論の意義はあまり大きなものではなかつたといわなければならないであらう。しかしそのような學說史的な視点からではなく、哲學、宗教、政治、教育、自然科學にまでおよんでいるロックの全思想體系のうちに經濟論をとりあげるとすれば、そのとりあげ方も重点のおきどころも變つてこなければならぬ。ことにロックをイギリス名譽革命とホイッグ黨の代表的理論家として認め、その政治論との關聯において經濟論のもつ意味をさぐろうとすれば、その「新しさ」よりもむしろ「古さ」の方が重要であるようにさえ思われる。私がこゝで企てようとするのはそのような視点からの分析なのであり、とくに、第一にロックの政治論を支えているところのその經濟社會觀がどのようなものであつたか、第二に經濟論を通してロックのどのような階級的立場をうかがうことができるか、を問題としてゆきたいと思う。

ロックが經濟問題にかんして發表した論文は次の三つである。

- (1) Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and raising the Value of Money. In a Letter sent to a Member of Parliament, in the year 1691. (1692) <sup>(1)</sup>
- (2) Short Observations on a printed Paper, entitled, 'for encouraging the coining Silver Money in England, and after, for keeping it here.' (1695)
- (3) Further considerations concerning raising the value of Money. Wherein Mr. Lowndes's Arguments for it, in his late Report concerning an Fssay for the Amendment of the Silver Coin, are particularly examined (1695) <sup>(2)</sup>

(2) 以下(1)を「利子貨幣論」、(2)を「銀貨鑄造論批判」、(3)を「ロックス批判」と略すこととする。

1 「利子貨幣論」の出版年についてはこれを一六九一年とする説もある。詳細は、種瀬茂、「ジョン・ロックの經濟論」(「橋叢第二

六卷第四號五六ページ註(2)を参照されたい。

2 私の使用したテキストは "The Works of John Locke, in ten volumes." (11 th. edition, London 1812.) の三論文とその第五卷に収められてある。「利子貨幣論」は第五卷の一——一六ページ。「銀貨鑄造論批判」は一七——一三〇ページ。「ロックス批判」は一三一——二〇六ページ、以下本文中のページ数は同書による。

## 二 經濟論の分析

### イ 利子論

上述の諸論稿の中最も重要なのはいうまでもなく第一の「利子貨幣論」である。ロックスが前文でのべているところによれば、この中貨幣にかんする部分は、「一二ヶ月以上前から書かれており」——すなわち一六九〇年一〇月頃——、利子にかんする部分は約二〇年以前に書かれたまま忘れられていたものとされているから、一六七〇年頃のものとして推定される。Fox Bourne はこの敘述からロックスの經濟問題への關心が、一六七二年の國庫 (Exchequer) 支拂停止による經濟界の混亂と、一六七三年一〇月から七五年三月にわたる貿易植民委員会 (Council of Trade and Foreign Plantation) におけるロックスの活動、とから芽生えたと推測しているが、<sup>(1)</sup>ロックスも文中で國庫支拂停止に言及しているし (p.8)、この推測は大體正しいものと思われる。<sup>(2)</sup>このころにはロックスはまだ著作活動を始めておらず、また一六七五年にはフランスへ旅行し、歸英後は政治生活に入っており、實際活動に多忙であつたらしい。名譽革命の成功後、亡命地オランダから歸國したロックスは政治生活を避け専ら著作活動に従事しているが、しかし政界への關心を失つていたのではなく、間接的に友人や知己の議員達を通じて政治への働きかけに活潑であつた。この「利子貨幣論」もそのようなものとして議會の一メンバー——おそらくジョン・サマーズ (John Somers) ——<sup>(3)</sup>へおくられた書

簡であつたことは標題のしめしている通りである。

當時經濟問題を扱かつたすべての著作がそうであつたようにロックの論稿もまたすべて實際的な問題にかんする經濟現象の部分的な考察であり、この「利子貨幣論」も第一に當時六パーセントであつた利子率を法律によつて四パーセントに下げようとする提案に對する批判と、第二に貨幣の削りとり (clipping)、『銕解 (melting down)』および貴金屬の海外流出、の對策として貨幣額面をひきあげようとする提案に對する批判とよりなり、あわせてロック自身の提案を含んでいる。しかしロックは利子や貨幣の問題から出發しこれを中心として考察をすすめながらもこれらの問題を斷片的に處理しようとはせず、總體的な關聯の中にとりあげている点において一つの特色をしめしている。後述するようにロックの場合には利子や貨幣の問題は個々の法律によつて部分的に解決しうるものではなく、經濟社會のメキャニズムの中で全體として把えなければならぬ問題なのであり、従つて彼は利子論から出發しつつ資本論、價格論、價值論、貿易論、分配論、更に生産論にまで説きおよびなければならなかつたのである。それ故にその「利子貨幣論」も「ある程度まで經濟學の一般原理にかんする汎論たる性質を具有するもの」となりえたといえよう。もちろんこのような經濟社會の總體的な把握はロックにおいて始められたものでも完成されたものでもない。たとえばすでに一六世紀の中頃において、ほぼ確實にジョン・ヘールズ (John Hales) の執筆によるといわれる「イングランド王國福祉論」 (A Discourse of the Common Weal of this Realm of England) においても、當時の高物價、農地圍込み、都市の衰微等の原因を求めて經濟社會の總體的な把握が企てられているといふことが出來よう。しかしながらヘールズの分析は究極において經濟社會の外にあるものに最後のよりどころを求めているのであつて、經濟社會の問題をそのメキャニズムの中で解くことは出來なかつたといわなければならぬ。これに比して一七世紀前半におけるトマス・マン (Thomas Mun) の主張は貴金屬の動きを商品に従うものとし、貴金屬輸出禁止令、使用條令 (Sta-

( 5 )

tute of Employment) 爲替の人為的操作を有害として、貴金屬の豊富をもたらすものは究極において勤勉と節約に他ならないとするものであつて、この考え方は經濟社會の問題を經濟的なエートスから解こうとする態度をしめすといえよう。しかしマンはおそらくその東印度會社重役という地位のためであろうか、東印度貿易問題に注意を集中するに急であつて、經濟社會の總體的な把握にすみえなかつたといわなければならない。經濟社會を一つの自律的な全體として把える考え方は漸く一七世紀の後半、いわゆる「自由貿易論者」たるダッドレー・ノース (Dudley North) (チャールズ・ダヴナント (Charles Davenant) ニコラス・バーボン (Nicholas Barbon) ジョサイア・チャイルド (Josiah Child) あるいはウィリアム・ペティ (William Petty) 及びロックにおいてなしとげられるにいたつたのであり、とりわけ哲學者ロックの論理性が最も良くその經濟論を體系化せしめたということが出来るであらう。

ところでロックのそのような總體的把握の中心をなすものは何であろうか。結論的にいえば私はそれを貨幣量であると解したのであるが、その点を明らかにするためにまずロックの論旨をたどつてゆこう。

冒頭ロックは、「貨幣の貸借の代價は法律によつて規制することが出来るであろうか」(p.4) という問をもつて論述を始めている。ここで「貨幣の貸借の代價」(the price of the hire of money) といわれているのはもちろん利子のことであるが、ここで貨幣の貸借に際して利子を徴収することが合法的であるかどうかというアリストテレス以來の大問題がとりあげられず、利子率がすぐに問題とされていることは注目する必要がある。利子徴収の合法性はロックの時代にはすでに自明のこととなつていたのである。ロックより約七〇年早く、トマス・カルペパー (Thomas Culpeper) は「利子の不法性の證明は神學者に委せ」、高利の幣害を全く經濟的な視点から分析しており、

國家も利子徴収を公認して一五四五年最高利子率を一〇パーセントに定め、一六二四年八パーセント、一六五二年六

パーセントと次第に利子率を低めつつあつた。しかし注意すべきことはロックが利子徴収を自明のものとして出發しながら後になつて利子徴収の正當性をあらためて基礎づけようと試みていることである。その場合彼は利子を地代と同様の性質のものとして、すなわち一方を貨幣の、他方を土地の、使用料として考え地代の合法性から利子の合法性を導きだそうとするのであるが、しかし「貨幣は子を生まない」という傳統的な考え方から脱けきることが出来ないために、「人類にとつて價值のある、有益な新しい何もかを自然に産みだす」(p. 88)とてこの土地の場合と比べて、本來不毛なものたる貨幣の使用料の正當性を十分に根據づけることができない。彼は利子をもつて、ペティのよ(7)うに禁慾又は危険負擔の代價とは考えず、またバーボンのように利子を明白に資本利子として把えてもいないために、<sup>(8)</sup>そうして資本利潤について借手の労働を重要視する立場が強いために、利子の正當性を積極的に支持しえず、貨幣配分の不平等性を理由として人間社會の現状から不可避的に許容せられるものとみるに止まつた。<sup>(9)</sup>この考え方はたとえばベーコンにもみられるのであるが、<sup>(10)</sup>ロックの場合には後述するように労働價值説が背後にあるために、この利子合法性の根據の弱さは新しい問題を提起しているようにさえ考えられ、更に利子と比較された地代の合法性の根據まで疑わせるような感を興えているが、しかしやはりロックの進歩性よりもむしろ保守性をあらわすものと解すべきであろう。

( 6 )  
 すでにのべたようにロックの利子論は六パーセントの法定利子率を四パーセントにひきさげようとする主張に對する批判として書かれたものなのであるが、その直接の論敵が誰であるかは明らかにされていない。ただ利子率引下げ論の代表的な主張者が前記カルペパ及びチャイルドであつたこと<sup>(11)</sup>から、これらの人々がロックの念頭にあつたであろうことは容易に想像される。利子率引下げ論の反對者はトマス・マンリー(Thomas Manley)ノースらであつたが、<sup>(12)</sup>これらの人々に共通の考え方は、低利子が經濟繁榮の原因のではなくむしろその結果であるから、法律によつてこ

( 7 )

れを無理に下げるよりも、他の方法によつて經濟繁榮をはかれれば利子率はおのずから低下するというにあつた。すなわち利子率をめぐる一七世紀後半の論争は、低利子が望ましいとする点では一致しつつ、これを繁榮の原因とみて法律で強制するか、繁榮の結果とみて自然に放任するか、にかんして展開せられたものなのである。

ロックは利子率が法律では強制することは出来ないとする点では反對論にくみしている。ロックに従えば、利子を法律で強制的にひき下げるならば、正直な利子生活者——未亡人、孤兒等——を苦しめ、専門の金貸しに利益を與え、國民の間に偽證罪と法律輕視の風潮とを増大せしめるにすぎないであろうとされる。それは社會の絆たる誠實さを破壊し、やがては社會の存立そのものさえ脅かすにいたる(p.p. 516)。何故なら「飢饉の際食糧品に價格を公定することが不可能」(p. 1)であるのと同様に、人は貨幣を欲する時には法律にはおかまいなくそれを手に入れようとしたり、高い使用料を喜んで拂うであろうから。またもし人が法律を犯すことを恐れるなら安い利子で貸すよりも貨幣を退藏するであろうし、その場合には、「貸借の困難をはるかに大ならしめ、そのため富の源泉たる交易 (Trade) は阻害されるであろう」(p. 5)。——このようなロックの反對論の根底には利子率は法律以外の原因によつておのずから定まるものであつて、それに反する強制は有害無益であるとする考え方があるといふことは容易に知ることが出来る。このおのずから定まる利子率をロックは「利子の眞實の自然的な價值」(the true and natural value of interest) あるいは「貨幣の自然的な使用料」(natural use of money) と呼んで、これを法的な價值又は使用料 (legal value or use) と對比している。それならばこの自然的な利子率はどのようにして定まるのであろうか。ロックは次のような定義を與えている。「自然的な使用料といふことによつて私が意味しているのは、貨幣が平等に配分された場合、現在の不足している貨幣でおのずからつくられるところの貨幣の率である」(p. 9)。更に彼は利子率が上る場合として次の二つをあげている。第一に、「一國の貨幣が住民の相互間の負債に比して少ししかない時」(p. 9)。

第二に、「一國の交易に比して貨幣が少ない時」(P.10)。つまりすべての商品において賣手より買手の多い時にその價格が騰貴すると全く同様に、貨幣についても貸手よりも借手が多い時にその使用料たる利子は當然高くなる、とロックは考へる。それ故に利子率を上下せしめるのはただ貸手と借手との比のみなのであつて、法律による強制は貨幣の借手と貸手との比を變えない限り、單に不可能であるのみでなく、むしろ有害であらう。従つて問題は法による強制ではなく、貨幣の需要と供給の比なのであるが、ロックの場合貨幣に對する需要とは、先の規定により第一に負債、第二に交易量と考へられる<sup>(13)</sup>。しかしロックは負債については少くとも直接的にはこれを分析せず、また交易量についてはその増大、すなわち、「繁榮せる交易が高利子の原因であつたこと」(P.68)を卒直に認めてはいるけれども、それ以上に分析をすすめていない。従つて利子率の規定要因として大きくとりあげられるのは貨幣の供給量であり、そうしてこの貨幣量のうちには退藏貨幣は含められず、また後にのべるように信用通貨の役割はきわめて輕視されるから、その限りにおいて貨幣量は金銀鑄貨の總量として考へられざるをえない。金銀鑄貨の量が殆んど完全に利子率を左右するのである。かくてロックの場合利子率の問題は貴金屬の量の問題へ轉化する。貨幣すなわち貴金屬を豊かにもつ國において利子率は低く、その乏しい國において利子率は高い——いわばこれがロックにおける經濟社會の一つの自然律であり、「事物の自然の流れ」(the natural course of things)である。人爲的強制はこの自然の流れを亂してはならないし、また亂すことも出來ないであらう。もつともロックは後にのべるように、利子率の完全な放任を主張するのではない。しかし法によつて定められるべき利子率は自然的利子率に出來るだけ近すけられなければならない。社會の自然法則を認めながら、その運動律を十分に信頼しえず、人爲によつて自然を捕わうとするロックの基本的な特質を、私は以上のような利子論によみとることができるよう思う。



( 9 )

- 1 H.R. Fox Bourne : The Life of John Locke. 2 vols. (1876) vol. II. pp. 187—188
- 2 執筆時期の詳細については、種瀬茂、前掲論文、五八ページ、註(五)参照。
- 3 ロウレンス批判はサマーズに獻呈せられている。その獻本の辭によるとサマーズは國璽尙書 (Lord Keeper of Great Seal) であり、樞密院 (Privy Council) のメンバーであった。
- 4 高橋誠一郎「重商主義經濟學說研究」(昭和七年)三〇六ページ。
- 5 この書物が初めて出版されたのは一五八一年であるが、ラモンドは一五四九年の秋に書かれたものと推定している。(E.Lamond (ed.) : A Discourse of the Commonweal of this Realm of England. (1929) p.xiv
- 6 T.Culpeper: A Tract against Usury (1621), 及び“A Small Treatise against Usury”よりJ. Child: “A New Discourse of Trade”の第四版の附録とされている。そのpp. 235, 256—257
- 7 ステイはいう。「利子、すなわち貨幣使用料とは何か? 約束した期間中、たとえあなた自身にどんな必要があるかと、自分の貨幣の使用を我慢することの報酬である」W.Petty: Quantum cum que concerning money 1682. in “C.H. Hull: The Economic Writings of Sir William Petty” vol II. p.446)。次のページで彼は利子は保険料をも含むとしている。
- 8 パーボンはいう。「利子は資本の借賃 (rent of stock) であつて土地の借賃と同じである。前者は加工した人爲的な資本の借賃であり、後者は未加工の自然的資本のそれである。……利子は資本に對して支拂われるのであり……、利子つきで金を借り、自分の手許においてその利子を失う人は誰もいない」(N.Barbon: A Discourse of Trade. 1690. ed. by J.H.Hollander. 1903. p. 20)
- 9 「土地の不平等な分配が……あなたの土地に小作人 (tenant) をもたらし、同じく貨幣の不平等な分配が……私の貨幣に賃借人 (tenant) をもたらすのであるから、あなたの土地が小作人の労働によつてその地代以上の果實を生み出すのと同様に、私の貨幣も交易において借手の勤勉により借手に對して六パーセント以上を生み出す。従つて土地と同様に年々借り賃を支拂つてもらふ價值がある」(p.36)。「使用料を拂つて金を借りることは事態の必然性と人間社會の構成によつて、ある人々にとつて不可避であるのみでなく、更に金を貸して利益を上げることは、若干のあまりに小心な人々の意見にもかかわらず、土地の地代を上げることと同様に公正、合法的であり、借手にとつて耐え易いものである」(p.37)。
- 10 Bacon: Essays or Counsels, Civill and Maral (1625) (Everyman's edition p.123) 神吉三郎譯「ベーコン隨筆集」一九一ページ。

ジョン・ロック 經濟論の研究

- 11 これらその他に S. Fortrey: Englands Interest and Improvement. (1663) N. Barbon: op. cit. も同様の主張をもつてゐる。
- 12 F. Manley: Usury at Six per cent examined. (1669) D. North: Discourses upon Trade. (1691) その他に C. Davenant: An Essay upon the Probable Methods of making a People Gainers in the Ballance of Trade (1699) などがある。
- 13 利子を資本利子として扱えられなかつたロックの欠陥は、貨幣需要に債務を含めることにおいてあらわれる。ロックも“stock”という言葉は使つてゐるが、stock, money, wealth, riches などの用語の使い分けは明確ではない。事實ロックとしては生産資本のみでなく、高利貸資本の問題も重要だつたのであらう。

ロ 價格論

利子率引下げ論の一つの根據は、利子率をひき下げれば土地價格、地代、更に物價が一般的に騰貴するであらうといふことにあつた。こゝで注意しなければならないことは、利子率と物價との因果關係が最初はむしろ反對論者によつて主張され、後に引下げ主張者によつて逆用されたことである。たとえば代表的な利子率引下げ論者であるチャイルドは、利子率引下げが物價を騰貴せしめて生活を困難にするであらうといふ非難に答えて、物價が騰貴するであらうといふことは認めながら、逆にそれこそ國民が富裕になつたことの證據であるとし、國民は高物價の時にはより勤勉に働くであらうからかえつて望ましいとしてゐる。<sup>(1)</sup> 一般的にいえば一七世紀前半にいたるまでの初期重商主義者は低物價を望ましいものとみ、物價騰貴の抑制を政策目標の一つとしてゐるのであるが、<sup>(2)</sup> 一七世紀中期を境として逆に高物價こそ繁榮のしるしとして望ましいものであるという見方へ轉じていつたといふことが出来るであらう。<sup>(3)</sup> ロックもまた高物價を望ましいとする点においてはチャイルドらと共通するのであるが、しかし利子率の引下げと物價騰貴との因果關係を否定する点において彼らと異なり、そこから利子引下げ論への批判と、彼自身の價格論が展開されることとなる。

( II )

まずロックの價格論をたどつてゆこう。周知のようにロックは、「政治論」(Two Treatises of Government)

の第二部第五章「私有財産について」(Of Property)の中で、本來人類すべてに共有のものとして與えられた土地その他一切のものが、いかにして個々人の私有物となつたかという問題を解くにあたつて、労働をその鍵として提出している。労働こそ私有財産権の根據であると主張して、ロックはいふ。「労働は疑いもなく労働をする人の私有物なのであるから、一旦労働を加えたものに對してはその人以外の何人も權利を有しない。少くとも他の人々にも共有物として十分に、また同様に有用なものが残されている時はそうである」<sup>(4)</sup>。労働は單に私有財産の基礎であるのみでなく、また價値の源泉でもある。「もしわれ<sup>(5)</sup>が利用するものを正當に評價し、その中全く自然によるものはどれだけ、労働によるものはどれだけと、その諸費用を計算してみれば、大ていのものである。百分の九九は全く労働によるとされなければならぬであらう」<sup>(6)</sup>。實に、「すべてのものに價値の相違をおくものは労働である」<sup>(6)</sup>とロックは説いている。「政治論」におけるこのようなロックの労働價値説の意味については後にのべることにして、さしあたりここで重要なことは、「利子貨幣論」その他の經濟論においてはこの労働價値説は全くふれられていないということである。ロックが「政治論」で問題としている労働は、マルクスの表現を借りるなら「交換價値の源泉たる抽象労働ではなく、素材的富の源泉としての具體的労働、簡單にいえば、使用價値をつくりだす限りにおいての労働」なのであつて、その限り交換經濟を説明する原理とはなりえなかつたのであらう。ロックの場合労働價値説のモラルな意義はきわめて重要ではあるにしても、經濟社會の分析に際しては問題としてとりあげることはできない。<sup>(7)</sup>

經濟論におけるロックはまず使用價値から出發する。「すべてのものの内在的自然的價値 (The intrinsic, natural value) は、それが人間生活の必要を充し、あるいはその便宜に役立つのに適しているといふことにある。それがわれ<sup>(8)</sup>の存在に必要であり、又はわれ<sup>(8)</sup>の幸福に寄與する所が大であればある程、その價値は大きい」(P. 12)。

このような使用價值は究極的には交換の原理となりうるものであろう。「すべてのものの販賣 (vent) は、便宜又は空想や流行に導かれた意見によつて規定されるところの、その必要性又は有用性の如何によつてゐる」(p.31)。しかしロックはふたたび立止まる。彼は使用價值論をもまた貫徹しないのである。ロックは使用價值、すなわち内在的價值、の他にもう一つの價值概念をもつてくる。それは商品の市場價值 (marketable value) であり、これは使用價值に規定されるものではない。市場價值はある場合にはまた價格 (price) ともいわれているが、ロックは、「あるものの中に何か良い有用な性質があつてもその價格は増大しないし、事實全く價格を生ぜしめさせないであらう」(p.41) といつて空氣や水を例にひき、さらに有用性の増減は商品價格を高めも低めもしないとする。價格を決定するものは労働でも有用性でもなく、商品の需要と供給のみである。「二つ又はそれ以上の商品の一定量の市場價值は、それらが相互に交換される時、等しい。……ある商品の他の商品又は一定の共通の尺度に對する市場價值の變化は、商品の内在價值、すなわち性質、の變化ではなく、……その商品が他の何ものかに對してもつ比率の變化である。貨幣をも含めてすべての商品のこの比率は、その量とその販賣量との比である。販賣とは交換において商品がある所有者から他の所有者へうつつてゆくことに他ならない」(p.43)。このようにロックは市場價值を供給量と販賣 (需要) 量との比から決定されるものと考へるのであるが、商品と貨幣との交換比を考へる場合に決定的なのは、その商品の供給量とその商品に向けられる貨幣量との比であり、これを一國全體の物價について考へる時には、その時流通している貨幣の總量と交易總量との比が重要となる。以上のような考へ方にたつ限りロックにとつて物價の問題において重要なのは利子率ではなく貨幣の流通量なのであり、もし利子率が物價に影響をもつとすれば、それはその變動が貨幣量を變動せしめる限りにおいてであらう。こゝからロックは利子率引下げ論者の物價騰貴論に答へ、利子率を強制的に引きさげるなら貨幣を退藏せしめてその流通量を減じ、引下げ論者の主張とは逆にかえつて物價は下落するであらう

と主張する (pp.45—46)。ことに利率低下と土地價格騰貴との因果關係は殆んどすべての人によつて主張されてきたものであつただけに、<sup>(8)</sup> ロックはその反駁に多くの言葉を費し、土地價格もやはり貨幣量との關係において決定されるものであつて、利率引下げが逆効果をもたらすであろうことを説かなければならなかつた (pp.32—34, 36—39, 52—53)。

しかしながらロックの分析は需要と供給によつて變動する市場價值にのみ止まり、何が需要と供給とを決定するかという問題にはいたらなかつた。價值論は價格論と結びつきえないのである。ただ土地價格の問題についてはロックの分析は一步すすめられ、「土地價格が低いのは買手に比し賣手が多いからであるとするなら、次に問われるべきことは何故賣手が多いかということである」(p.53)とし、その理由を一般的な奢侈と負債の増大に求め、逆に買手の少ないのは、同じく奢侈、曖昧不良な土地所有權、一般的不況のためであるとする (p.54)。しかしロックの分析はここでも立止らざるをえない。スミスの場合のように、中心的な、ノーマルなものとしての「自然價格」を發見することは、ロックの眼が流通過程に局限されている限り、とうてい期待しえないことであろう。

その点ではかえつて中世的な「公正價格」という考え方に従つていた人々のうちに、價格構成要素の分析にまでもすもうとする態度をみることが出来るであろう。たとえばグローチウスは自然的な價值尺度を「欲求」(indigentia)とみながら、その他に「商人の拂つた勞力と費用」(labores et expensa)や、「買手、金、商品の多少」(copia et inopia ementium, pecuniae, mercium)を考慮しながら、いかに價格を定めるべきかに努めて<sup>(9)</sup>いる。しかしこの場合に問題なのは經濟の自然の流れによつておのずから定まる價格ではなく、經濟外的な觀點から定められる公正な價格なのである。イギリスの場合にはこのような公正價格概念は一六世紀にすでに過去のものとなつて<sup>(10)</sup>いるが、しかもそれに代るべき價格決定理論はなお見出されなかつた。價格はいわば宗教の枠から解き放されたまま需要供給

の變動の中をさまよつてゐるといふよう。ロックもまた労働價值説、使用價值説を提出したまま、そのいずれにもよることが出來ずに、結局は需要供給説をそのままうけついでるのである。その限りにおいてロックの場合交換社會をつらぬく原理は商品の側から把えられることは出來ず、貨幣量の變動の問題として把えられなければならない。利率と物價とは因果關係にあるものではなく、同じく貨幣量という共通の原因によつて上下するところの相關關係にあるものである。かくてロックにおいては價格論もまた貨幣量を原理とするといふなければならぬ。

- 1 J. Child: A New Discourse of Trade. (1693) 4th ed. p.17.
- 2 典型的には(クーンズ)「ノックス王國福社論」。その他は(C.Armsstrong): How to Reform this Realme in setting them to Work and to Restore Tillage. (C.1535—6) W. Forest: The Pleasant Poesye of Princelie Practise (1548) (anonymous): Policies to reduce This Realme of England unto a Prosperous Wealth and Estate (1549) Harrison: A Description of England. (1578)
- 3 チャインズその他は T.Mun: England's Treasure by Forraign Trade (1664. writ. c.1630) S.Fortrey: England's Interest and Improvement (1663) N. Barbon: A Discourse of Trade (1690) D.North: Discourses upon Trade (1691)
- 4 "Two Treatises of Government". B.II. Ch.V.827. 松浦嘉一譯「政治論」(昭和二十三年)五五ページ。
- 5 ibid., B.II Ch.V840. 邦譯 二六八ページ。
- 6 ibid., B.II. Ch.V840. 邦譯 二六七ページ。
- 7 「政治論」における労働價值説と經濟論における使用價值説との關聯について J. Bonar: Philosophy and Political Economy. (1909) pp.94—95. および、馬場啓之助、「經濟學の哲學的背景」(昭和二十六年)一〇八一—一〇一ページ。
- 8 たとえばヘーホンは、利率は「土地時代の價値尺度であり、土地の賣買價格を定める」ものであるとし、利率で元金を割つたもの(利率の逆數)に三を加え、これを土地の年收益にかけたものが土地價格であるとする。この計算によると

利率	逆數	土地價格
3%	33	年收益の36倍 (36 years purchase)

イギマン	6%	17	20倍
アムラツド	10%	10	13倍

(N. Barbon: op. cit. p. 21.) 三を加えるのは土地が貨幣より確実な投資対象であるからとされる。大体同じような計算法が殆んどすべての人によつてしめされており、ロックも計算法はあげつゝと(pp. 37—38)。

6 H. Grotius: De Jure Belli ac Pacis. 1625. L.II. Kap. XII. §14. 一又正雄譯「戦争と平和の法」(昭和二五年)第二卷 五二六ページ。

## ハ 貨幣論

商品價格が商品と貨幣との交換比である限り、物價の理論は裏からいえば貨幣の價値の理論であるといえよう。ロックが利子論を論じつつ價格の問題へ轉じ、ついで貨幣價値の問題へすすんでいつたのはそのような關係においてであると理解しうる。しかしロックの場合にはそのような關係におけるとは別に、貨幣の問題は實際的な要求として直面しなければならぬものでもあつた。それは後期スチュアート王朝、とくに一六八五年以降における通貨の混亂——削りとり、鑄解、海外流出、悪質貨幣の流通<sup>(1)</sup>——をいかに救済するかということであつて、一六八二年ペティが「貨幣小論」(Quantulumcumque concerning Money)において貨幣改革の問題を論じたのを始めとして、貨幣問題は一六九〇年代の論争の焦点をなすにいたつた。<sup>(2)</sup> その一つの解決案は貨幣の銀含有量を減じて額面を引上げようとするものである。この案がいつ誰によつて始めて提案されたかは明らかではないが、ペティが上記論文においてすでにこの案に反対し、一六九〇年に執筆されたロックの「利子貨幣論」の後半もこの案の批判にあてられているから八〇年代にかなり有力に行われたものと推定される。その後ロックは同じく貨幣改革問題にかんして「銀貨鑄造論批判」を發表し、ついで一六九五年九月のウィリアム・ロックスの提案に對して、「ロックス批判」を發表したのである

が、これらの實際問題にかんするロックの批判および提案は、「利子貨幣論」前半における貨幣の理論にもとずくものであつて論旨は一貫していると思われるので、ここでは一まとめにして扱うこととする。

まず第一に指摘しなければならぬことは、貨幣と資本との混同である。このことは利子論でふれたような生産資本と高利貸資本との混同にも關聯しているように思われるのであるが、こゝではロックは貨幣を一方では利子をもたらしものとして、他方では交換價值をもつものとして二重に考へる。すなわち彼は土地、商品の價值について論じた後、貨幣の價值におよんで次のように説いている。「第一に土地の價值は、それが販賣可能な商品を絶えず生産することによつて一定の年収入をもたらしという点にあり、第二に商品の價值は、それらが運搬可能な有用なものとして、交換又は消費により生活の必需品又は便宜品を供給するという点にある。第三に貨幣においては以上の兩者に對應して二重の價值がある。第一にそれは利子によつて年収入をもたらしことが出來、その点で土地のごとき性質をもつ。…第二に貨幣は交換によつて生活の必需品又は便宜品を與へることが出來、その点で商品のごとき性質をもつ」(pp.32—34)。このような貨幣と資本との混同から、ロックは利子をもまた貨幣の交換價值をも共に「貨幣の價值」(value of money)と呼ぶのであるが、こゝでは貨幣の交換價值のみをとりあげることとする。

ロックは貨幣の機能を價值の計算尺度および價值の貯藏物という二つにおいて把える。「貨幣がすべての人にとつて必要であるのは、計算用具(counters)として、また保證物(pledges)として役立つからであり、貨幣をうけとつた人が欲する時に欲するものを、その貨幣と同じ價值だけもつことが出來るようになり、保證と計算とを伴つてゐるからである」(p.22)。このうち第一の計算尺度としての機能を果すものは、貨幣の刻印と額面であるが、第二の價值の保證物としての機能を果すのは、信用や法の力ではなく、貨幣それ自體のもつ内在的な價值(intrinsic value)でなければならぬ。そうしてこの内在價值を構成するものは貨幣の中に含有されている純銀の量である。<sup>(3)</sup>「鑄貨の



各々の中にあるところの銀の量が、その鑄貨の眞の内在的な価値をつくる……」(p.85)。「銀、すなわち混合物から分離しうべき純銀の量が貨幣の眞の価値をつくる」(p.88)。貨幣の価値はその純銀含有量によつてそれ自體に内在するものであるというこのような考え方に、ロックの貨幣論の基本的な特質があるといえよう。一オンスの純銀はそれにどのようなスタンプをつけようとも常に一オンスの純銀だけの価値しか有しないのであつて、貨幣の刻印又は額面とは含有されている銀の純度と量を明らかにするしるし<sup>(mark)</sup>にすぎない。ロックはこのような基本的な考え方において、貨幣の価値は法によつてつくられるとするパーボン<sup>(4)</sup>らと對照的な立場にたつ。後にのべるような貨幣改鑄案の對立も基本的にはこの見解の相違にもとずいてるのである。同じ考え方からまた信用通貨も、「ある程度まで僅かばかりの間貨幣の不足を補う」ことは出来るけれども、「信用とはある一定の期間内における貨幣への期待に他ならないから」、貨幣がその基礎になければ流通することは出来ないとして、その役割はきわめて輕視されることとなる (p.148)。

しかし貨幣は銀を含有することによつて内在的な価値をもつにしても、銀それ自體の価値はどこから生じているのであろうか。貨幣は交換価値をもつ点で商品と似ているが、しかし直接の使用価値をもたない点では商品と異なつてゐる (p.34)。更に金や銀も直接には「殆んど役に立たない」(p.12)とロックは考へる。しかも銀や貨幣があらゆる商品を支配して「富」の現象形體となつたり、資本化されて年收入をもつことができるのは何故であらうか。ここでロックは稀少性や勞働を考へずに、「人類の普遍的同意」(the universal consent of mankind)によつて、という一見奇妙な考え方もちだしてくる。すなわちロックは「政治論」では、「金銀は食物や衣服や車に比べて人間生活に殆んど役に立たず、ただ人々の同意によつてのみその価値を有する。ただしやはり勞働が大部分その価値の尺度となつてゐるのではあるが——」<sup>(5)</sup>と、「利子貨幣論」では、「人類は金銀の稀少性、耐久性、および偽造しがたいこ

との故に、これに想像上の價值 (an imaginary value) を與えることに同意し、一般的同意によつてこれを共通の保證物とした」(p.22)とし、「ロックス批判」では、「貨幣として考察される場合の銀の内在價值とは共通の同意によつてそれに與えられたところの評價 (estimate) である」(p.138)と説いている。このようにロックは、貨幣價值を想像上のものとするパーボンの見解に反對しながらも、貨幣の内在價值たる銀の價值それ自體を想像上のものであるが、このことは一體何をものがたるのであろうか。このような考え方がロック以外の人によつても主張されたかどうかについては、今のところ私には不明であるが、ロックの場合だけについてみれば次のようにいえると思う。「政治論」第二部第五章における勞働價值説は、私有財産の成立を基礎づけるにあつて、貨幣のまだ存在しない時代について展開されている。貨幣がまだ存在しなかつた時代には人々は私有財産を蓄積することができなかつたから、勞働によつて自分の欲するものを自分の利用しうる限度において私有化したのであつて、もしそのような状態がつづいたなら、現在においても世界中の全住民は十分な土地をもつことが出來、私有財産にかなする争いはおこらなかつたであらうと、ロックは考へる。人々が自分の利用しきれないほどの財産をもとうとし、私有の不平等が生じたのは、「貨幣の發明と、それに價值をおこうという人々の暗黙の同意が、大所有を導入した」からなのである。「人が必要とする以上のものを持つとうとする欲望が生ずるとき、ものの内在的價值——これは人間生活への有用性のみ依存するのであるが——は變つてしまい、駄目になつたり腐敗したりせず長持ちする黄金色の金屬の小片が、肉の大きな塊や、山とつんだ穀物と同じだけ價值があると、皆が一致して考へるようになってしまつた。しかしこのような以前には人間は自分の勞働によつて、自分の利用しうるだけの自然物を自分のものとする權利をもつていたが、これは多大なものでもなく、また他人に損害を與えるものでもなかつた。そこでは同様勤勉に働こうとする人々には、同様に豊かな自然物が残されていたのである」。貨幣こそ私有財産の不平等とそれについての争いをひきおこしたも

のなのであり、本来何の價値もなかつた金や銀に同意によつて價値を興えたことによつて、人間は財産の不平等をも認めなければならなくなつてしまつたのである。<sup>(6)</sup> 以上のようなロッキの考え方からみると、貨幣——金銀——の價値が人類の同意にもとずくという考え方は第一に、金銀には本来價値がなかつたのにかゝわらず、人々が誤つてこれを尊重するようになったのであるという考えをしめしているように思われる。おそらくそれは現實の社会における私有財産の不平等、あるいは貨幣經濟そのものに對するロッキの反感と厭惡をあらわしていると解することが出来るであろうし、逆にいえば人々が素朴に自分の必要に應じて生活していた自然社会への郷愁であつたのかも知れない。<sup>(7)</sup> しながら第二にその考え方は、金銀の價値が全人類の同意によつて定められた以上、そうして「航海と商業によつてあらゆる地方が相互に知り合い、世界中のあらゆる商業地方に金貨、銀貨の使用が導入せられた」<sup>(8)</sup> 時代において、貨幣の使用と幣害を止めることは、一個人にとつてはもちろん、一國家としても不可能である、という考え方をしめしているといえよう。貨幣經濟は國境をこえて世界的な規模において成立し動いているものであるから、一國家がこれに背くことは不可能であるという認識、言葉をかえていえば、一國家の恣意的な經濟への干渉は全世界へつながつている經濟社会に對して有害であるという認識、をこの考え方はしめしているのではなからうか。それは國家に對する市民社會の優越の意識ともいえよう。

しかし銀はやはり商品の一つにすぎず、その價値は他の商品との交換比である限り、一定不變のものではなく、常に變動するものであることはいうまでもない。ロッキが貨幣の價値を商品の價値に似た性質のものという場合、彼が強調したかつたのはこのことであつた。貨幣の價値とはそれと交換しうる商品量と貨幣量との比に他ならないのであるから、貨幣量又は商品量のいずれかに變動がある時にはこの比率は變動しなければならぬ。従つて商品量が一定であつても貨幣量に變動がある時は、貨幣の價値、あるいは物價、は上下する。その意味では貨幣も「恒常的な尺

度」(a standing measure)であるという事は出来まいであらう(P.45)。従つて長期的にみればイギリスでは小麦が、トルコでは米が、最も一般的な食物であり、その供給を絶えず消費に近ずけようと努力されているものであるから、最も適當な價值尺度であるが、短期的にみれば貨幣はその量の變動が緩慢であるから尺度として最も適しているとロックは説いている(P.47)。しかしこのような貨幣と商品との類似性にもかゝらず、ロックは兩者の相違を指摘する。すなわち商品の場合にはそれに對する需要の變動が供給の變動と共に考慮されなければならぬのであるが、「貨幣はすべてのものに應えるので、すべての人が無制限にこれをうけ入れ、手許におこうとする。そのため貨幣のはけ口(vent)は常に十分、又は十分以上である。従つて他の商品におけるようにその量と販路との比を考慮することなく、その量のみで十分にその價值が規制され決定される」(P.45)。西印度の發見以來、世界の銀の總量は一〇倍に増大しているから、供給量の比較的一定している商品、たとえば小麦、に對する銀の交換價值は九分の一に減少しているであらう(P.49)。貨幣の價值はその流通量に依存するというこのような貨幣數量説の考え方は必ずしも新しいものではない。ただロックの場合に特異と思われることは、銀、従つて貨幣、の價值が世界的な總量において決定されるとされてゐることである。「貨幣の價值は一般的には世界中の總交易量に對する貨幣總量である」(P.49)。しかも同時に銀はおの／＼の國においてそれ／＼の價值をもつてゐる。すなわち、「ある一國における貨幣の價值は現在の取引に對するその國の流通貨幣の現在量である」(P.45)。ここから世界的な貨幣價值と國內的な貨幣價值との均衡又は不均衡が生じうるし、逆にいえば世界的な物價水準と國內物價水準との均衡又は不均衡の問題が生じてくるであらう。ロックは貿易理論の一つの問題をここに見出してゐるかのようと思われるが、その点については後に譲り、ここではこのような銀の世界的價值規定という考え方に、ふたたび市民社會の世界性、又は國家への優越、をよみとりうるということのみを指摘しておこう。

貨幣改革問題についてのロックの態度は、以上のような彼の基本的な貨幣理論からの當然の歸結であるから、ここでは附隨的に簡単にふれるに止めよう。貨幣問題が本格的に政治問題としてとりあげられるようになったのは、一六九四年チャールズ・モンタギュー(Charles Montague)——後のハリファクス伯(Earl of Halifax)——が大藏卿に就任して以來のことであり、多くのパムフレットのうちでとくに政府の注目をひき殆んど採用されようとしたのがロックスの報告書による貨幣額面引上げ案であつた。ロックスの報告書は五項目よりなり、第一章において彼はエドワード三世より當時にいたる間の金銀貨の金銀含有量の變遷をのべて、額面引上げの傾向があることを指摘し(初版 p.56)第二章において金銀貨の現状についてのべ、主な弊害を削りとり、偽造、鑄解によるとし(p.97)、流通貨幣は標準含有量に比して計二二分の一〇程度の重さしか有していないことを指摘し(p.107)、第三章において貨幣改鑄の必要を力説し、第四章において改鑄の際の注意事項を詳細に列擧しつつ改鑄案を提示し、第五章において改鑄期間中の通貨不足への對策をしめしている。この報告書にあらわれているロックスの基本的な考え方は第一に、「貨幣を鑄造し、その重さ、純度、額面、外面的な價值を決定する權力は本來ただ國王にのみ屬する」(p.10)とする法定說的な点にあり、第二に地銀の價格は現在種々の原因によつて騰貴しているから、それに應じて貨幣額面もひきあげられるべきであるとする点にあるといえよう。ここから彼は改革案として、クラウン貨幣中に含まれている銀の額面を、従來の六〇ペンスから七五ペンスへひきあげ、これに應じて金貨その他の小額貨幣の額面も夫々約二〇パーセントづつ引上げるように主張している(pp.61—67)。貨幣價值は國王の權力とは無關係におのずから定まるものであり、地銀の價值と貨幣價值とはひとしいと考えるロックが、この提案に賛成しうるはずはなく、「利子貨幣論」後半、「銀貨鑄造論批判」においてすでに展開されていた批判はふたたびロックスに向けられ、貨幣額面の引上げは國家の名において「削りとり」を合法化する盜賊行爲にひとしいとまで極言される(p.146)。その代りにロックは、さしあたり「削り

とられた貨幣」を額面で流通せしめることを禁じ、その銀含有量に従つてこれを流通せしめること、および銀の無料鑄造を中止することを提案している (pp. 92, 147, 164)。(8) このロック案はモンタギューの採用するところとなり、一六九六年の貨幣改鑄はこれによつて行われたのである。

1 當時の通貨の状態について簡單には W. Cunningham: *The Growth of English Industry and Commerce*. 1921. (*Modern Times*) pp. 431 et seq. なをカニンガムはこの通貨混亂の原因をチャールズ二世の地金銀輸出解禁、地金銀の無料鑄造という大膽な政策に歸している。

2 この論争の諸文獻、およびその内容については、高橋誠一郎、前掲書、二七二ページ以下を参照。

3 金銀は共にその稀少性、耐久性、偽造し難いこと、によつて貨幣となるに適しているのであるが、價值尺度が二つあることは不便であるから、銀が本位貨幣とされ、金は補助貨幣とされる (p. 100, p. 151)。何故金ではなく銀が本位貨幣とされるのかは説明されない。メテイもやはり銀本位制が望ましいとしてゐる (*The Political Anatomy of Ireland*. 1691. (C.H. Hull: op. cit. vol. I. p. 183. 松川七郎譯、「アイアランドの政治的解剖」(昭和二六年)一四二ページ)。

4 「貨幣は交換の便宜上、法律によつてつくられた想像上の價值である」(N. Barbon: op. cit. p. 92)。従つてバーボンは貨幣の材料は何であつても良いと考える (*ibid* p. 16)。なおバーボンは「インクランズ王國福社論」における騎士の貨幣法定説を中世的とし、ドクターの貨幣商品説に近代性を認めてゐるが (M. Beer: *Early British Economics*. 1938. pp. 91—93.) 一般的にそういえるかどうかは私には明らかではない。

5 “Two Treatises of Government”. B.II. Ch. V. §50. 邦譯 二七五—二七六ページ。

6 以上 *ibid.*, B.II. Ch. V. §§31, 36, 37, 47—50. 邦譯 二五八—二七六ページ。

7 ロックは當時のイギリス社會が本當に嫌いであつたらしい。ある友人への手紙の中で彼は、「こんな遠いアトランティスかエートロプへ幸福に暮し、社會の進歩と福祉の理論を考えたい」といふこと (H.R. Fox Bourne: op. cit. vol. I. p. 429. Locke to Thoynard, 6. June. 1679)

8 このロックの提案はバーボンの「A Discourse concerning Coining the New Money lighter, in Answer to Mr. Locke's Consideration about raising the value of Money」(1696)によつて批判された。法定説の立場にたつバーボンの

しては當然のことといえよう。

9. ロックとモンタギューとは一六八九年ころから個人的にも親交があつた。(cf. Fox Bourne: op. cit. vol. II. p. 311)

## 二 貨幣量と貿易差額

以上の考察によつて、ロックの場合には利子率、物價、貨幣價値のいずれもが貨幣の流通量に關聯し、それによつて規定せられるものとして把えられていることが、明らかになつたと思う。ところでこの貨幣量自體はどのように動くものとして把えられているのであろうか。

貨幣がどのようにして、またどれだけ、經濟社會の運行に必要であらうか、ということを考えるために、ロックはまず貨幣の循環を考える。それは貨幣の流れに従つて見出された社會の構成でもあり、生産や所得の問題にまですみえなかつたロックとしては、經濟社會の運動法則でもあつたのである。ロックはまず貨幣は二つの面から考えることができるとし、第一に貨幣が「労働者と土地保有者 (Land holders) に支拂いをする人」(p. 16)、「たとえば織物業者 (clothier)」、の手中にある時と、第二に輸出商人をも含めた消費者の手中にある時とを考えている。前者、すなわち生産者および生産者と結びついている商人に貨幣が不足すると、生産と交易が止まり、後者に不足すると物價が下るから、いずれにしろ貨幣の不足は「土地保有者と職人 (artisans) に悪影響を及ぼす」(p. 16)。次にこの生産者をもつと詳細に分けると次のように考えられる。「貨幣はその循環中において……その土地が原料を供給するところの土地保有者、原料に加工する労働者、それらを必要とする人々に分配する仲介業者 (brokers)、すなわち商人と小賣商人 (merchant and shopkeeper) およびそれらを消費する消費者、の間に分配される」(pp. 21—22)。ここからロックは經濟の運行にどれだけの量の貨幣が必要かを考えてゆくのであるが、その場合消費者は生産者のいずれか

に入るであろうから無視し、「貨幣の量だけでなくその循環の早さ」(p. 23)も考慮にいれ、各階級ごとにどれだけづつの手持現金が必要かということから割りだして、ロックは労働者の年收の五〇分の一、土地保有者の年收の四分の一、商人の年收の二〇分の一、(あるいはどんなに少なく見積つてもその半分)、を合計しただけの貨幣量が必要であろうとする(p. 28)。ペティも同様にどれだけだけの貨幣量がイギリスの全交易に必要であろうかという問題を考え、より綿密な計算にもとずいてこれを約五五〇万ポンドと算出しているのであるが、ここで重要なことはペティがこの計算から、「貨幣は政治體の脂肪にすぎず、それがあまりに少ないと政治體を病氣にさせるのと同様に、あまりに多すぎると政治體の活動を妨げる」といつて、<sup>(2)</sup>國家にとつては貨幣の適量があるのであつて多すぎても少なすぎてもいけないと説くのに對して、ロックは貨幣が必要量以下となることの危険や弊害はくりかえし論じているにかかわらず、それ以上に増えすぎることについては何も説かず、むしろ奨励さえしている、ということである。ロックが見出しているのはいわば最低限度の必要量なのであつて、適正な、あるいはノーマルな貨幣量ではないといわなければならぬ。ロックが利子率下げに反對した場合にも、引下げが論者の主張に反して、かえつて貨幣の退藏、外國資本の引揚げを生ぜしめて貨幣流通量を減少せしめるであろうということが、重要な論據となつていたことは、すでに述べたとおりである。ただし引下げ主張者も貨幣量の増加には賛成しているのであつて、その点ではロックと目的を同じくしていたといえる。

それならば貨幣量——これはロックにおいては金銀量を意味する——の増大はどのような方法によつて不能であろうか。ロックはいう。「鑛山を興えられていない國においては、富裕になる方法は二つしかない。征服によるか商業によるかである」。しかし現在戦争によることは出来ないから、「商業が富のためにも生存のためにも、残された唯一の路である」(p. 13)。この場合商業とはいふまでもなく外國貿易をさしている。何故なら、退藏されさへしなければ



ば、「この國內で貨幣がトマスの手にあると、リチャードの手にあると少しもかまわない」(p.62)からであり、貿易こそ「國家の唯一の關心事」(p.62)なのであるから。こうしてロックは周知のような貿易差額論を展開する。「われ／＼の産物又は工業品(our fruits or manufactures)が支拂うより以上に消費することは貧困をもたらす」(p.16)。「國家は一つの家族と同じことである。われ／＼自身の商品が支拂うより少なく消費することが國家を富裕ならしめる唯一の確實な方法である」(p.72)。「商業によつて銀は、ただ貿易に差額ある時にのみもたらされる。貿易の差額(an over-balance of trade)とはわれ／＼が他の國へおくる商品の量が、われ／＼がその國から買入れる商品を支拂つて余りある時に生ずる。その時余剰分は地金銀でもたらされる」(p.148)。「もしイングランドがその一般的貿易差額(a general balance of trade)によつて、われ／＼が海外からもたらす商品の價格よりも、毎年銀四〇万オンスの價値だけ多く商品をおくりだすなら、毎年一〇万ポンドの純利益があることとなり、これはわれ／＼の富の實質的增加として貨幣で國內へもちこまれ、そこに止まるであろう」(pp.148—149)。この貿易差額による地金銀の流入のみが、ロックによれば貨幣量を増大せしめて利子率をひきさげ、物價を騰貴せしめ、交易を刺戟し、貨幣價値をひきさげ、貨幣の鑄解、輸出を止めさせることが出来るのであつて、それ以外の一切の企てはすべて從勞に終るであろうとされる。一部の人々のいうように、外國爲替を操作して私利を貪るものがあり、そのためにイギリスの對外爲替率が不利となつてその結果として金銀が流出するということのもまた誤りであり、爲替を上下せしめるものは二國間の債權債務の多少であり、それは結局二國間の輸出入の多少にもとづくものである。「爲替が直接にかつ主として依存しているのはその時々<sup>(3)</sup>の貿易差額である」(pp.50—52)<sup>(4)</sup>。輸入が輸出を超過する時はいかに爲替を操作しても金銀輸出禁止法をつくつても、金銀の流出は止まないであろう。このようにロックにおいては貿易差額があらゆる經濟問題の究極の鍵としてあらわれてくる。しかもロックにとつてこの貿易差額——輸出超過——の増大は法律の力をも

つてはどうすることも出来ないものであつた。「スペインでは貨幣を輸出すると死刑である。それにもかかわらず彼らは世界中に金銀を供給しているのに、自分達ではどこよりも少なくしかそれをもつていない。彼らが金銀を保持しようとしてどんなに人爲的、強制的に努めても、交易はそれをあの怠惰な貧困な國民から奪いさつてゆく。金銀は嚴しい法律に背いて交易に従うのである。彼らが外國の商品を必要としているために、金銀は白晝公然と運び去られるのである。自然は世界の數ヶ所に鑛山を興えた。しかし富は勤勉で質素な人々のものである。金銀は誰のところに廻つてこようとも、ただ勤勉で慎しみぶかい人の所にのみ止まつている。費用をかけて外國の虚榮的な奢侈品を追いまわさず、國産の日用品に満足するというわれ／＼の祖先の美德と慎しみぶかい生活態度とが、もしふたたびわれ／＼の間で廣く行われ獎勵されるようになるなら、ただそのことのみが利子や貨幣や貴金屬についてのあらゆる論争より以上に、われ／＼の富を保ち増加せしめ、われ／＼の土地を豊かにするのにはるかに役立つであろう」(p. 12)。節約と勤勉による輸出超過の確保——ロックの經濟論は究極においてはこの目標に捧げられているといえよう。このような傳統的な重商主義的目標に向けられている限り、彼の理論は傳統の枠から脱することは出来ない。何故ならばそれは、かつてアダム・スミスによつて指摘されたところの、生産のみを重視して消費を輕視し、海外市場を偏重して國內市場を無視するという重商主義理論の特質を明白にしめすものであるから。節約と勤勉のモラルを説くことは、一方においては經濟の問題を經濟のエートスによつて解こうとする經濟社會の自律性の意識をしめしていると同時に、他方においては、フォートレイやバーボンやノースや、<sup>(6)</sup>そうしてややおくれてマンドヴィルによつて國內市場への關心が奢侈の容認、獎勵となつてしめされているのに比して、生産をただ輸出のためにのみ考えるロックの立場をあらわしているものといわなければならぬ。貿易差額論そのものがようやく問題とされ始めていた一六九〇年代にロックがこのようになお傳統的な考え方に固執していたのは何故であろうか。それは「利子貨幣論」が一六七〇年代書か

れたということや、ロックの性格的な保守性だけでは説明しきれない問題であろう。

ロック自身は貨幣量の増大が何故望ましいかということを中心に説明する。「金銀は殆んど何の役にもたないけれども、しかも生活のあらゆる便宜品を支配する。従つて富 (Riches) は金銀の豊富のうち存するのである」(p.12)。ここではロックはまだ金銀を富と同一視する見解に従つていようにみえる。しかし注意すべきことは彼が要求しているのは金銀の絶対量の増加なのではないということである。金銀の鑛山をもつ國がかえつて貧しいことを指摘した後、ロックはいう。「富は多くの金銀をもつことにあるのではなく、世界の他の國々、又は隣國に比してより多くもつことにある」(p.13)。問題は金銀の相対的な豊富さにある。さきにもつたようにロックは、銀の價値は全世界的に交易量との比において決定されるものであるから、各國の銀量と交易との比は世界的な比率と異なることもありうる、と考ふる。従つてロックが金銀の相対的な豊富さについてのべる時、問題とされているのは各國の貨幣價値、逆にいえば物價水準、の均衡又は不均衡なのである。それならば金銀が交易量に比し他國より少ないこと、すなわち國內の物價水準が低いこと、は何故避けられなければならない、金銀の豊富と物價水準の騰貴が何故望ましいのか。ロックは國內物價が他國に比し安い時には次のような不便が生ずるといふ。第一に國産品を安く賣ることとなる。第二に輸入商人が物價の高い國で買つてきてその値で賣るために、外國品を高く買わなければならない。この二つの不便によつてその國はますます貧しくなる。第三に賃銀が安くなるから職人や水夫や兵士が外國へ逃げてゆく(p.50)。「國産品は高く賣り外國品は安く買わう」という重商主義者達の共通の偏見にここでロックは陥つていゝる。貨幣數量説を武器として物價の國際的國內的不均衡をときなながらも、なおロックはヒュームのようにそこから貨幣量の自動的調節作用を把えるにはいたらなかつた。貨幣量の増大が何故望ましいかという問題に對して物價の問題からは十分な答えをうることは出来ないのである。

しかし更にロックはもう一つの理由をもつてゐる。すなわち彼はいう。他國に比して相對的に多くの金銀をもつことによつて、「われ／＼は隣國の手に入るよりもつと豊富に生活の便宜品を確保することが出来るが、隣國は世界の金銀のより少ない比率しかもたないために、富と力 (plenty and power) の手段を欠き、それだけ貧しくなる」(p.13)。逆に隣國に金銀が豊富な時には、「一、彼らはより強大な武力を維持しうる。二、彼らは高賃銀によつてわが國民を誘惑しさり、兵士、氷夫、または勞働者として働かせることができる。三、彼らは市場を支配してわれ／＼の交易を妨げわれ／＼を貧困ならしめる。四、彼らはいかなる時でも軍需品を買占め、われ／＼を脅かすことが出来る」(p.148)。ここで問題となつてゐるのは國力である。ロックは「貨幣は戦争の鍵 (sinews) である」とはいわなかつた。貨幣はもつばら經濟的な必要からのみ説かれてゐる。それにもかかわらずロックにもやはり國力の基本的な要素として貨幣を考える態度がひそんでゐるのである。別のところでロックは國力の基礎に國民を考え、「國民の増加は力と富の兩方を増加させる」(p.63)といつてはゐるが、その國民さえも貨幣量が左右するのである。

同じころノースはすでに、「交易にかんしては全世界は一國家または一國民にすぎず、そこでは諸國家が個人である」と叫んで、<sup>(7)</sup>重商主義的ナショナリズムからの脱却、自由主義的コスモポリタニズムへの一步前進、をしめしてゐた。このノースやあるいはバーボンなどの自由貿易論の主張が、當時の對フランス貿易にかんするホイッグ的保護貿易論に對してトリー派の理論として生れたものであつたことは、かつてアシュリーによつて指摘された点である。<sup>(8)</sup>アシュリーはついでトリーの自由貿易論の對立者としてロックをあげ、ロックが貨幣數量説をもつてヒュームの見解に接近しつつ突如として立止まり、「不利な貿易差額は『賃銀の一番良いところへゆきたがる國民をつれ去らうとする危険を生ずる』という根據薄弱な議論によつて、重商主義的な土臺へ歸つてゆく」ことを指摘してゐる。そうして彼はロックがシャフツベリの親友であつたこと、ホイッグ的な貿易植民委員会に席をおいたこと、その他の理由をあげて、

「ホイッグであつた大哲學者の眼は黨派的先入見によつて曇らされた」と結論している。<sup>(9)</sup>しかし問題はロックがホイッグであつたことを指摘することによつて解決するのではない。ロックとホイッグの關係ほど明らかなこととして認められてきたものはないとさえいえよう。<sup>(10)</sup>しかし問題は何故ホイッグが貿易差額論に固執していたかということなのであり、<sup>(11)</sup>ロックとホイッグとの關係を自明のこととして前提しつつ、經濟論をとおしてロックの社会的な立場をうかがい、そこから逆にホイッグの社会的立場への手がかりを求めることが、私の最後の仕事でなければならぬ。

以上の分析を通じていいうることは、ロックの場合、しばしばあらわれてくる「古さ」にもかかわらず、また概念の混同、論理の不備を指摘しうるにかかわらず、そうして分析が流過程に局限せられているにかかわらず、經濟社會の自律的にして總體的な把握への企てが行われ、ある程度成功しているということである。價格論において彼は「自然價格」を把えうるにはいたらなかつたけれども、利子の「自然」率、貨幣の「自然」價值、というような考え方は、經濟社會の動きがおのずから定まるものであつて外部的な干渉は排すべきであるという考え方をあらわしているといえよう。「事物の自然の流れ」という言葉や、「交易の流れは水の流れのようにおのずから路をつくるものであつて、後になつてその水路から向きをかえようとすることは、堤の中にふかく圍まれた河の流れをかえるのと同様に困難である」(p.14)という言葉にもそのような意識をうかがうことができる。そうしてロックはそのような經濟社會のメカニズムの根底に貨幣量をおき、貿易差額をその鍵として提出している。しかしロックはそのような經濟社會の自律性に完全な信頼をおくことは出来ない。「自然の流れ」は人間の手によつて自然的にしてやらなければならぬのである。ポナーが指摘しているように、<sup>(12)</sup>ロックのいう自然的とは、國家の干渉を排するという意味にとどまり、經濟社會の法則的な正常性を意味するにいたつていないのである。そうしてロックの思想體系のうちにおけ

る經濟論と政治論との關聯はこの点に求められるべきではなからうか。ロックが政治論において自然法と自然状態の優越をとき、國家の役割をきわめて小さいものに限定しようとする時、これを支えるものは經濟社會の自律性の意識であつたらうし、しかもなお國家を必然惡として夜警番の地位にまで低めようとしなかつたのは、その自律性への信頼の欠如であつたといえよう。ロックが個人の利己心の活動に信頼をおきえず、宗教や道徳を援用し、經濟社會分析の最後にも節約と勤勉をとかなければならなかつたのも、やはりこのことと關聯してゐるように思われる。

- 1 W. Petty: *Verbum Sapienti* (1691) (C.H. Hull: *op.cit.*, vol. I, p. 113) ヘルの推定ではこの書は一六六七年以前に書かれたとされる。
- 2 *ibid.*, p. 113. ケーは「貨幣小論」でも一國は貨幣——鑄貨——を多くもよすぎるともありうるとし、多すぎる時は鎔解又は貸出せば良いし、少なすぎる時は銀行で補えば良いといふ (C.H. Hull: *ibid.*, vol. II, p. 446)。
- 3 典型的には Gerard de Malynes。この考え方がマンにいたる迄支配的であつたことは周知の通り。マンも一六二一年の“*A Discourse of Trade, from England unto the East Indies*”では「爲替の濫用」を金銀流出の四原因の一つに數えている (The Facsimile Text Society edition, pp. 51—52. 堀江英一、河野健二譯「重商主義論」(昭和一七年)五五—五六—)。しかしロックのころにはあまり主張されていなかつたはずである。
- 4 「爲替高(自國安—引用者)の原因は、外國へ輸出する商品の價値以上にその國の商品を買ふことである」(p. 150)。なおロックは爲替率を決定するものとして、貿易差額以外に夫々の國の貨幣總量をあげ、貨幣量の増大は爲替率を自國安とすることを認めながら、これと貿易差額との關係をいかにとめるにはいたらなかつた(pp. 50—51)。
- 5 A. Smith: *The Wealth of the Nations*. (1776) B.J.V. Ch. VIII. (Everyman's edition, vol. II, p. 155)
- 6 S. Fortrey: *Englands Interest and Improvement* (1663) (ed. by J. H. Hollander 1907) pp. 27—28. N. Barbon: *op. cit.* pp. 31—34. D. North: *Discourses upon Trade* (1691) (ed. by J. H. Hollander 1907) pp. 27—28. 彼の奢侈獎勵が日本の國産品に限らなかつたことは注目すべきである。
- 7 D. North: *ibid.*, p. 13.
- 8 W. J. Ashley: *The Tory Origin of Free Trade*. (1897) (“*Surveys Historic and Economic*” 1900, pp. 268—303)
- 9 *ibid.*, pp. 299.

10 私を知る限りにおいてロックとホイッグとの關聯を否定しているただ一人の人は C. H. Driver である。彼はロック理論が「本質的にホイッグ革命の擁護」であることを否定し、それを單なる黨派辯護論以上のものとする。何故ならロックの理論はデカルト哲學と自然科学的方法と功利主義的經驗との三者から、「一六八八年よりずっと前に」形成されたものであるから。

(C. H. Driver: "John Locke" (F. J. C. Hearnshaw ed. "The Social and Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age. 1928. P. 78) ホイッグ黨が一六八八年にただ革命をするためだけに突如としてあらわれたのではない限り、この見解を問題とする必要はないであろう。

11 アシュリはその理由としてただフランスに對する感情的、宗教的な態度しかあげていない。張漢裕「名譽革命前後におけるイギリス重商主義の本質」(「經濟學論集」第一一巻第七號)は二七世紀末、一八世紀初頭における東印度貿易、フランス貿易をめぐる論争を分析し、ホイッグ的保護貿易論の社會的主体が、マニファクチュア産業資本であつたことを指摘しているが、ロックの場合にもそういえるかどうか問題である。

12 J. Bonar: op. cit. pp. 95—96

### 三 經濟論の社會史的背景

ロックは「利子貨幣論」の最初に、「私は利子をうけとることに支拂うことにも殆んど關係がないから、利害や偏向のために片よる危険がない……」(P. 4)といつてゐるけれども、それにもかかわらず經濟論の全體を通じてロックの階級性を指摘することは可能であろう。ロックは誰のためにその經濟論を書いたのであるうか。

まず利子論から考えよう。利子論についてロックの特質的な態度として指摘されなければならないことは、彼が利子率引下げそれ自體にはあまり積極的でない、ということである。<sup>(1)</sup> 利子率法定論争においては、たとえば法定主張者のチャイルドも、反對論者のノースも共にトーリーであることから分るように、トーリーかホイッグかということで論陣

が分れていたと考えることはできない。しかしこの論争のいずれの側の人々にとつても、利子率が四パーセントに下げられることを望ましいとする考え方は共通しているのであつて、論争はいわばその手段にのみかかわるものといえよう。しかしロックは法定引下げ論に反対すると同時に利子率放任論にも賛成せず、これをさしあたり六パーセントのままに維持しようとする。利子論にかんしてロックに特異な点があるとすれば、現行法を維持しようとするこの妥協的中間的な態度にそれを求めなければならぬであろう。この態度はどういう意味をもつのであろうか。

ロックの利子率法定反対論の根據はすでにのべたように、それが不可能であり強行すればかえつて有害であるといふことにあつたのであるが、放任論にもまた賛成しえない理由をロックは二つあげている。一つは當事者間に明白な契約がなされない場合のよりどころとして、「定められた利子率」が必要であるといふこと、第二は、より重要な点であるが、現在のように貨幣が皆ロンドンへ流れ、比較的少數の人々の手に獨占され、貨幣仲買人 (money-jobbers) があまりに大きな權力を握るといふ弊害を除き、貨幣がより平等に、より多數の人の手に全国的に分布されるようにするために、統制が必要であるといふことである (pp. 63-64)。ここからロックは一方には商人や職人の利潤を喰いつぶさず、他方には貨幣の退藏を生ぜしめない範圍で利子率を法定すべきであるとして六パーセントを妥當と考えるのであるが、ここで重要なことは利子率法定引下げ論、放任論のいずれに反対する時にも、「ロンドンの少數者」の金融獨占到對する危惧が重要な根據としてあげられているといふことである。すなわち利子率を強制的に四パーセントにひき下げるなら、「銀行業者 (bankers)、貸金周旋業者 (scriveners)、その他の巧妙な仲介業者 (brokers) の利益を非常に増すであろう。彼らは、交易、貨幣、負債の現状によつて常に規定されるところの眞の自然的な利子率に従つて貨幣を貸出す術に熟練しているので、眞の利子率が法定利子率を超過する分だけを確實に手にいれるのである」(p. 5)。法定利子率以上で貸す方法を知らず、また法の處罰を恐れる人々は、最も安全確實にその資金



を動かすためにこれを四パーセントの法定利子で金融業者に托し、業者は法を犯してこれを六—一〇パーセントで運用して、差額を手にいれる。従つて利子率の強制的引下げは貸手にも借手にも利益を與えず、ただ金融業者にのみ利益を與えることになるであろう (pp. 7—8)。この点からロックは、遊金をもつ人々が金融業者の媒介を経ないで直接に「田舎の隣人たち」 (neighbours in the country) や商工業者 (tradesman) や地主 (gentleman) に、任意の利子率で金を貸すことが望ましいと考える (p. 9)。その限り彼は利子率放任論に賛成しているのであるが、しかし彼のみるところではそのような望ましい状態は放任によつては達成されそうもない。何故なら國庫支拂停止の際明らかとなつたように、金融業者の巧妙な技術と一般國民の無精と稚拙さによつて、貨幣が業者に獨占され、ロンドンの一金融業者が一〇万ポンド以上の預金を集めているような現狀 (p. 8) においては、利子率を放任するならこれらの獨占業者によつて不當に高い利子が要求されることとなるであろう。それ故にロックはこの獨占的な利子率を阻止するために法定の必要を説くのである。ロックが自然的利子率を定義した時、「貨幣が平等に配分された場合」という條件を注意ぶかく挿入したことの意味はここで明らかになる。自然的利子率はそのような金融獨占のない場合に定まるところの率であつて、法はそのような自然率を實現するために必要なのである。このように考えてくると利子の問題にかんして私はまず第一にロックの金融業者——高利貸資本——への強い反感を指摘しうるように思う。

しかしロックが金融業者に反對し債務者や借入れ商人に味方するのであれば、手段においては異なつてもやはり低利子を熱心に主張するはずであるが、彼の立場はそこにもない。商人に對するロックの反感は金融業者に對するよりもはげしく、直接的である。「怠惰な働かない商人達 (lazy and unworking shopkeepers) は國內の貨幣を多く自分達の手の内にも保つただけでなく、その保存料を公共に支拂わせているという点で賭博うちより悪い」 (p. 29)。商人は貨幣の流通範圍を擴大することによつてその循環速度をおそくするだけでなく、「交易の利潤の不當に大きい

分け前を喰いつくし、労働者を飢えさせ土地保有者を窮迫させる」(p. 28)。このような商人非難は商人排除論にまで發展する。「職人(artificers)にあらゆる援助が與えられるべきことはいうまでもない。そうして生産をする人々が同時にその商品の卸賣り、小賣りをやり、そうして商品が國內において最後の買手にいたる間に多くの人手を渡ることを、出来るだけ避けるように物事を秩序づけるべきである」(p. 28)。ここでロックの非難、排除の理由が貨幣量の問題として扱われていることは注目すべきであろう。このように商人を排するロックは利子率引下げそのものにも賛成することは出来ない。「明らかに不可能なことではあるが」とロックはいう、「(利子率引下げ)法がその主張者の意圖するとおりになつたとすれば」、第一にその財産を貨幣でもつている人々に損失を與え、第二に資金を借入れる商人(the borrowing merchant)に有利となるであろう。つまり貨幣所有階級(moneyed men)の年収入の一部を商人のポケットへうつすこととなるのであるが、そのことが公共の利益に必要であるならともかく、國家には何の利害もなく、しかも前者にも後者にも罪も手柄もないのに、何らの理由なく商人に利益を與えるような政策をとるのは不當である、とロックは主張する(pp. 11—12)。利子率引下げ論者の主張の最も大きな論據は、引下げが商人に有利であり、貿易を活潑ならしめるといふ点にあつたのであるが、ロックはここで、手段についてのみでなく目的自体について明らかに對立をしめしている。ロックが法定にも放任にも賛成せず、中間的態度をとつたことの意味も、また利子率引下げそれ自体にあまり熱意がないことの理由もここで明らかとなつてくるであろう。

債務者に對してもロックは冷淡である。利子率引下げ論者はイギリスの古い家柄の貴族や地主が負債に苦しみ、土地を抵當にいれ、ついにはこれを賣らなければならなくなつて没落してゆくのを嘆き、<sup>(2)</sup>利子率引下げは彼らの負擔を緩和するであろうと説くのに對して、ロックはそれは彼ら自身の奢侈と怠惰によるのであつて自分の責任であるから、國家がこれを保護する必要はないとし、自分で經營しきれない土地は賣つてしまえと冷淡につつばねる(p. 75)。こ

こでもロックは利子率引下げの理由に同意することは出来ないのである。

次に貨幣改鑄問題についてのロックの提案の意味をさぐつてみよう。カニングムはモンタギューがロック案の實施に成功しえたのは、土地所有階級がロック案のように舊額面の維持を自らの利益と信じてこれを支持したからであるとし、この改鑄の結果、貨幣を退藏して一儲けしようとした銀行業者や貨幣所有階級の夢はつぶされ、土地所有階級が利益をうけたことを指摘している。<sup>(3)</sup>これこそまさにロックの狙つたところであつた。ロックはロックスの批判を展開するにあたり、額面を五分の一ひきあげれば地主 (Landlord) や債権者が五分の一損をし、債務者や小作人にはそれほどの利益なく、貨幣退藏者のみが利益をうるであろうと主張しているのである (pp.166—170)。ここで注意しなければならぬことは、ロックがさきには高利貸資本に反対しつゝここでは債権者の利益を擁護し、またさきには負債をもつた土地保有者に冷淡でありながらここでは地主を守ろうとしていることである。ロックの立場が首尾一貫しているとすれば、ここにいう債権者とは高利貸資本ではなく、また土地保有者の利益が一樣に無視されるのではないと解さなければならぬであろう。

この点にかんして最も重要なのは、ロックが土地價格の問題にかんして、土地價格は利子率ではなく需要供給によつて決定されるが故に全國一樣ではなく、工業地 (places of manufacture) において最も高いと觀察していることである。何故そこでは土地が高いのか。そのような場所においては、人々は「他の場所の人々のように土地の産物の上に怠惰に生活する」のではなく、勤勉によつて遠い地方から富をひきよせ、商賣に用いる以上の財産をつくと、「次に考えることは土地を探すことである」(P.39)。何故ならそのようにして遺産を残すことが子供達にとつて最も安全であり恒久的であるから。このようにして土地への需要が高まり、價格が上昇するのである (P.39)。このような敘述においてロックの讚美は勤勉で質素でひとかどの資産を残してゆく「繁榮的な商工業者」(the thriving tra-

desman) に向けられるのであるが、そのような人々こそ彼がその利益を守ろうとしたところの貨幣所有階級、債権者、あるいは遊金をもつて「田舎の隣人へ金を貸す人々」なのではなからうか。「資産を貨幣でもつている人々」としてロックが「未亡人や孤兒など」をあげていることも、ここから理解できよう。更にロックがここで「土地の産物の上に怠惰に暮している」地主に非難の眼を向けていることも、さきに彼が負債をもつた地主に冷淡であつたことと思ひ合わせて注目すべきである。しかしロックは土地所有階級がすべてそのような人々であるとは考えず、「イングランドにおいて土地を所有している人々が貨幣もまたもつていると私はやはり考えたい。そうして土地所有階級も他の人々と同様に節約と勤勉とによつて、支出を収入に合わせ、世間から脱落しないようにしてしていると考えたい」(p. 74) といつている。このような点から私はロックが貨幣所有階級、勤勉な土地保有者として、商人や高利貸や非生産的な地主とは別のグループの人々を考え、その利益を守ろうとしていたのだと解することが出来るように思う。そうして先のロックの敘述から知られるように、貨幣所有階級もまた土地を買いいれて新しく土地保有者に轉じてゆくものであるから、兩者を合して寄生虫的な封建的地主に對する近代的土地所有階級とみることが出来るのではなからうか。

ロックが、「土地保有者は國家の負擔の大部分を擔つていのであるから、最大の配慮をうけるべきであり、(公共の福祉に反しないで)法の恩恵が與える限りの特權と富を享受すべきであると思う」(p. 62) といひ、また、「富の衰微の疑うべからざるしは地代の低下であり、地代を高めることは國家の關心事である。何故なら利子率の低下にはなく、地代の上昇にこそ、土地所有階級の、そしてそれと共に公共の、利益が存するのであるから」(p. 69) といつて、土地所有階級の利益を公然と主張する時、彼の意味しているのは土地所有階級一般ではなく、上のような意味の近代的土地所有階級であつたのであろう。「近代的」ということは彼らが何よりもまず生産者であることを意味している。このようにロックの立場を生産的な近代的土地所有者として把えることによつて、彼が地代を土地所有の

不平等にもとずくとしてやや懷疑的に眺めたこと、貨幣量の増大と物價の騰貴を望ましいものと考へたこと、あるいはイギリスには傳統的でさえあつた外國貿易商人の讚美を捨てて烈しい反感をしめしていること、チャイルドのように商人が土地を買つて引退してしまふことを貿易の發展を阻止するものとして嘆かず、むしろ獎勵さえする態度をみせていること、などを理解しうるように思う。

しかしながら同時に注意されなければならないことは、ロックが利益を守ろうとした近代的生産階級はなおあくまで土地所有階級であるということ、言葉をかえていえばロックの場合産業資本はまだ一つの階級として把えられていないということである。貨幣の循環に即して彼が把えた社会の諸階級は労働者、土地保有者、商人としてのそれであり、織物業者などは労働者と土地保有者に密接する一種の商人とみられ、その立場は「買占め人」(encroachers, or forestallers)として直接生産者への壓迫者としてあらわされている(pp. 24—25)。その限り彼らはむしろロックの反感をよぶものなのである。労働者はもちろん一つの階級とは考へられず、常にその日暮しをしているものであつて非常な困窮においこまれて叛亂をおこす時以外には、「辛うじて生きること以外のことを考へたり、(一つの共通の利益としての)彼らの利益のために富裕な人々と争つたりする時間も機会も與えられていない」(p. 71)とされる。職人(artisans)、商工業者(tradesman)、その繁榮せる人々としての貨幣所有階級は、ただ一度だけ商人と共に土地所有階級に對立する利害をもつものとされ、「富が衰える場合、普通、土地所有階級と商人(それにここでは貨幣所有階級を加えてよいであろう)との間に争いが生ずる」(p. 71)といわれるが、この場合にも階級對立は貨幣の獲得の争いとしてしか把えられない。そうしてそれ以外の場合にはすべてロックは貨幣所有階級の利害を土地所有階級のそれを含めて考へようとする。すなわち産業資本は近代的土地所有階級の背後になお隠されているのである。ロックに保護貿易論が全くみられないこと、アシユリが強調するフランス貿易の問題さえとりあげられていないことは、このこ

とをしめしているのではなからうか。更に貨幣論にかんしてふれたような貨幣經濟への反感と自然經濟への郷愁も土地所有階級を基礎として考えれば理解しうるであろう。ロックの勞働價值説の意味も、たしかにベーアの説くように土地貴族に對抗するブルジョアジの反抗宣言ではあつたであらうけれども、<sup>(5)</sup>ロックの場合には産業資本の生張であるというよりは、むしろ近代的土地所有階級の主張と解すべきであろう。節約と勤勉のモラルが説かれたのもまたそのような人々に對してであつた。

ロックの立場をこのように考えてくると、ロックが租税の問題にふれ、税は結局は土地にかかるものであるからという理由で商品税に反對し、直接土地税を主張しているのは (pp.56—58)、トリーであるダヴナントが商品税を主張していることと對比して、土地貴族に對するブルジョアジの負擔轉嫁であると解され易いのであるが、むしろ土地所有階級の國家の礎石としての自負のあらわれとみることが出来ないであらうか。あるいは生産過程に目をそそぎえなかつたロックが、まず租税負擔という形において、土地の、そうして土地のみの、生産性を裏がえしに主張している<sup>(6)</sup>と解することは許されないであらうか。

一六九七年八月、貿易植民局 (Board of Trade and Plantations) においてロックがアイルランドの毛織物工業を抑壓し、その代りにリンネル工業を育成しようとする法案を作成した時、もしこの法案が「實質的にロックの仕事」であつたという Fox Bourne の記述を信するなら、<sup>(7)</sup>ロックは完全にイギリス毛織物工業の利益代表であつたし、同年十月の救貧法改革案においては、<sup>(8)</sup>ロックは完全に資本家的な眼をもつて、貧民の、更に兒童の、勞働力をみつめている。しかし一六七〇年代の、そしておそらく一六九〇年代も貿易植民局へ入る前の、あるいはその後においてさえも、ロックは産業資本の代辯者であるというよりはむしろ、それと結びついてはいるにしろそれを覆つていたところの、近代的土地所有階級の味方であつた。ロックの商人非難と土地所有階級讚美とは彼の關心が外國貿易から國

内生産力へ轉ぜられていたことをしめしている。

しかしそれにもかかわらず、ロッキはこの土地所有階級の繁榮、國內生産力の發展をやはり外國貿易のそれに依存するものとして把えるのである。あらゆる問題の究極に貨幣量をおいたロッキは、ここでも貨幣量と貿易差額を究極的なものとしてもつてくる。「土地保有者の眞の利益は、彼の穀物や肉や羊毛がよく賣れ、高値をよぶということにある。これこそ土地の所有者に利益を與え、土地と共に續いてゆく利潤である。地代を高め所有者を富ませるものゝただこれだけである。そうしてこのことはわれ々の富を増し、イングランドへより多くの貨幣をひきいれることによつてのみ、なしうるであらう」(p.62)。——近代的地土地所有階級を母胎とし、海外市場を媒介として、ようやく生産力の問題に眼を轉じようとしているホイッグ的イギリス重商主義——これこそわれ々がロッキ經濟論の背後からよみとらなければならぬものであらう。

1 低利子が有利なことはロッキも認めるのであるが(p.69)、それは交易を刺戟するものとしてであつて、交易が盛んであれば高利子でもかまわない、とロッキは考ふる(p.66)。ロッキの關心は利子よりも貨幣量に向けられてゐるのであつて、それが單に結果と原因という關係のみによつてゐるものではないことは次第に明らかにされるであらう。

2 たとへば J. Child: op. cit. p.18. N. Parbon: op. cit. p.42.

3 W. Cunningham: op. cit. p.436.

4 J. Child: op. cit. p.21. pp.144—145.

5 M. Beer: op. cit. pp. 172—176

6 イングランドの土地税の主張にインシムクタイトの "impôt unique" の先驅を見出してゐる (J.K. Ingram: A History of Political Economy. 1893. p.54)。

7 Fox Bourne: op. cit. vol.II. p.363. ロッキによつて起草され委員會で「僅かばかりの重要ならざる修正」をうけたこの法案が

ジョン・ロック経済論の研究

ibid. pp.363—372. に収録されている。

8 ibid. pp.377—391.